

**日本 GIF オンラインセミナー**  
**「環境への配慮と復興：**  
**東日本大震災の経験を踏まえたウクライナ復興の方向性」**  
**実施報告書（概要版）**

公益財団法人日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団

**セミナー開催概要**

- 主 催：公益財団法人日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団（日本 GIF）
- 日 時：2023 年 7 月 27 日（木）14:00～15:30
- 開催形式：Zoom を利用したオンライン形式（ウェビナー）
- 講演者：上杉 哲郎 氏（株式会社日比谷アメニス取締役）
- 司会者：中山 幹康（日本 GIF 専務理事）

**開催の趣旨**

ウクライナの戦災からの復興は、世界で最も大きな関心事のひとつであり、緊急性の高い課題である。「迅速かつ質の高い復興（quick and quality recovery）」のために、規制当局には柔軟な対応が求められるが、環境への影響に関する規制については、一時しのぎで対応してしまうと、長期的な問題を引き起こしかねない。

東日本大震災発生直後から、環境省は環境影響評価法の「解釈の確認」により、同年 4 月には電力インフラ復旧・増強への道筋を整えた。また、土地区画整理事業について、まちづくりを担う自治体等に方針を示した。こうした施策の中には、今後、同様の実務を行うであろうウクライナにとって、重要な情報が含まれる可能性がある。

今回は、東日本大震災後に環境影響評価法業務を担当された、元環境省環境影響評価課長の上杉哲郎氏をお迎えし、復興における環境アセスメントの実務に焦点を当て、ウクライナ復興への貢献を図る。

**講演要旨**

環境アセスメントとは、事業者が、十分な環境情報のもとに、環境保全上の配慮を行うことを指す。事業者以外（関係機関や住民など）の関与を求め、環境影響について調査と予測評価をし、その結果を許認可等の意思決定に適切に反映させることが求められる。環境影響評価法とは、公共事業を進めるために必要な手続きを定めた法律であり、実施するのは事業者自身である。対象事業は、道路や河川、鉄道、空港、発電所、廃棄物処分場などで、第一種は必ず環境影響評価法の手続きをとらなければならない。このプロセスの中で、丁寧に意見を聞くことを重要視していることと、重層的に手続きを踏む必要があるため、一般的には 3~4 年を要する。

東日本大震災発生時に、環境影響評価法の適用除外の対象になった緊急設置電源については、「従来から存在する発電所の敷地内で行い、震災から 3 年以内に運用を開始し、1 年以

内に復旧計画を定めるもの」と定められた。復旧計画の公表、次に環境影響を最小化する配慮の実施、住民への説明、建設中および使用開始後の環境保全措置・環境への影響低減措置の実施、最後に環境保全措置の公表までが、自主的なアセスとして実施された。環境監視の結果、環境への影響が懸念される事象は確認されなかった。

環境影響評価法の適用除外になった他の例として、土地区画整理事業が挙げられる。国土交通省および環境省から自治体へ、法の趣旨に則った環境への配慮がなされるよう技術的な通達があり、公共団体や地域住民に措置の説明および公表を促した。

復興特別区域法による特定環境影響評価については、4つの段階を踏む現行制度（主体は事業者）から、2段階に減らした特例手続き（主体は自治体）を実施した。文献を活用した検討を行うことで復興を迅速化した。専門家等から助言を受けることを必須とした。

再生可能エネルギー等の発電事業に関して、審査手続きおよび環境アセスメントの調査期間を短縮するために、審査期間の短縮化および環境省が環境調査を実施した結果のデータベース作りが進められている。現在、全国的なデータベースが整備されつつあり、迅速化前は全体で3~4年かかっていた手続きが、最近ではほぼ半減されている。

災害発生時には、迅速な復旧工事とともに、環境影響評価との両立を目指す姿勢が重要である。その際、当該国の制度や政策運用面での特徴を理解し、適用を考えていくことが必要であり、この点はウクライナのインフラ復興に生かすことができると考えられる。

## 質疑応答

非常時のアセスメントにおいて持つべき視点、日本で環境影響評価制度の制定が遅れた要因、仮設でありながら長期間使用されるインフラを建設する際に必要な配慮、再生可能エネルギー導入支援のために必要な法制度などを議題として、質疑応答が行われた。

## アンケート・感想

参加者に対し、セミナー終了時にアンケートを表示し回答を依頼した。セミナーを知った経緯、セミナーの中で特に関心を持ったセクション、感想、要望等、貴重な意見を得た。

以上